

寄附金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人IXファウンデーション（以下「当法人」という。）が受け入れる寄附金その他の資金の取扱いに関し、適正かつ透明な管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人に対して行われるすべての寄附金の受入れ、管理、使用及び報告に関する事項に適用する。

第2章 寄附金の区分

(寄附金の種類)

第3条 寄附金は、次のとおり区分する。

- 1 指定寄附金：寄附者が使途を指定した寄附金
- 2 無指定寄附金：寄附者が使途を指定しない寄附金

(関係者からの寄附)

第4条 設立者又は設立者が代表を務める法人その他当法人と特別の関係にある者（以下「関係者」という。）からの寄附金については、利益相反の防止及び透明性確保の観点から、理事会においてその受入れの適否を審議し、承認を得なければならない。

2 寄附者が代表理事本人である場合には、当該代表理事はその議決に参加せず、他の理事が承認の可否を決定する。

第3章 寄附金の受入れ

(受入手続)

第5条 寄附金を受け入れる場合は、次の手続を経なければならない。

- 1 寄附申込書の提出又は書面による意思表示の確認
- 2 寄附金受入伺書の作成及び代表理事の承認
- 3 関係者からの寄附については理事会の承認

(受入れの拒否)

第6条 次のいずれかに該当する寄附金は、受け入れることができない。

- 1 当法人の目的に反する条件が付されているもの
- 2 公序良俗に反する目的に基づくもの
- 3 その他、理事会が不相当と認めたもの

第4章 寄附金の管理及び使用

(管理)

第7条 寄附金は、経理規程に従い適正に経理処理を行い、当法人の目的に沿う事業（公益認定を受けた場合は公益目的事業を含む。）に充当する。

2 寄附金は、指定された用途がある場合を除き、理事会の承認を経て当法人の目的達成に必要な経費に使用することができる。

(記録及び保存)

第8条 寄附金の受入れ及び使用に関する記録は、寄附者名、金額、受入日、用途、残高等を明記した帳簿に記載し、10年間保存する。

第5章 報告及び公表

(報告)

第9条 代表理事は、寄附金の受入状況及び用途について、毎事業年度の決算時に理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(公表)

第10条 当法人は、寄附金の受入実績及び用途について、事業報告書又は当法人のウェブサイト等により公表することができる。

第6章 雑則

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、2025年10月21日から施行する。（2025年10月21日理事会決議）